

今月の安全運転管理

事故に直結!「思い込み」と「気の緩み」

①構内・駐車場での事故防止の推進

- 構内事故防止に取り組もう
- バック事故防止を図ろう

②11月1日施行の法改正の内容の周知

- 自転車での「酒気帯び運転」
「携帯電話の使用」厳禁を指導する



構内事故防止に 取り組もう

構内は通行車両が少なく、スピードも出ていないため「危険が少ない」と思い込み、注意力や緊張感の低下を招き、安全確認の省略などの手抜きが発生して事故が起こりやすくなります。

構内事故防止のために、慣れた構内であっても漫然と走行しない

・構内の定められたルールを遵守する

・指差呼称等で安全確認を念入りに行う

等の対策を指導しましょう。

構内事故は軽微なものが多く軽視されがちですが、ときには死亡事故が起こることもあります。対策を怠らず、しっかり事故防止に取り組むことが大切です。

バック事故防止を 図ろう

駐車時のバック事故は多発

する事故パターンの一つです。その原因の多くが「確認不足」です。

そこで、

・駐車スペースの安全確認を徹底する

・周囲の安全を確認してからバックを開始する

・誘導者がいるときは誘導してもらう

といったバック事故防止策を指導しておきましょう。

また、ペダルの踏み間違いによる事故も発生しているため、ペダル操作の際のペダルの確認を習慣づけさせましょう。

自転車の「酒気帯び運転」「携帯電話の使用等」の 厳禁を指導しよう

十一月一日から、自転車運転中の酒気帯び運転等及び「ながら運転」に対して罰則が設けられます。

自転車の飲酒運転はこれまで、「酒酔い運転」のみが罰則の対象でしたが、今回の改

正で、酒気帯び運転およびほう助について以下の罰則が適用されることになります。

酒気帯び運転

三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

車両等の提供

三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

酒類の提供・依頼しての同乗

二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

また、自転車の携帯電話の使用等の罰則は以下のとおりです。

携帯電話使用等(保持)

六ヶ月以下の懲役又は

十万円以下の罰金

携帯電話使用等(交通の危険)

一年以下の懲役又は

三十万円以下の罰金

従業員に法改正の内容を周知して、改めて自転車運転中の「酒気帯び運転」と「ながら運転」厳禁を指導しておきましょう。